

令和2年度  
地域ケア会議開催計画（案）

魚津市地域包括支援センター  
令和2年4月

# 地域ケア会議開催計画について

## ◆地域ケア会議の実施

地域ケア会議は、支援が必要な高齢者等への適切な支援を行うための検討を多様な関係者で行うとともに、個別ケースの検討等によって共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結び付けていくことで地域包括ケアを推進する一つの手段です。

魚津市地域包括支援センターは（以下、「包括支援センター」という）、この地域包括ケアを実施する中核機関であることから、地域ケア会議の充実・機能強化を図り、高齢者個人への支援を充実するほか、地域の課題を明らかにするとともに、必要な社会資源の開発に努めます。

## ◆地域ケア会議の開催計画の策定

令和2年度の地域ケア会議の種類、目的、機能、構成員、開催月等を記載した地域ケア会議開催計画を策定します。この計画は、関係機関、居宅介護支援事業所、魚津市社会福祉協議会、民生委員等に送付します。

## ◆地域ケア会議の位置づけ

令和2年度に包括支援センターが開催する地域ケア会議を次のように位置づけます。

### ①自立支援型地域ケア個別会議

介護サービスを利用する人の自立支援に資するケアマネジメントに重点を置いた検討を行います。

### ②地域ケア会議（多職種検討）

複合的な課題を有する高齢者等の事例をもとに、その問題解決の方法を検討するとともに、多職種や関係機関、地域住民とのネットワークの構築を行います。

### ③地域ケア会議（全体会）

個別事例の蓄積やニーズ調査、総合相談の内容等をもとに明らかになった地域課題について、その自立促進要因や効果的な支援方法を把握するとともに、地域住民とのネットワーク構築につなげます。

### ④魚津市地域包括支援センター運営協議会

運営協議会は、包括支援センターで実施する包括的支援事業及び介護予防事業の進捗状況や内容の点検、評価などを行います。

魚津市及び運営協議会は、包括支援センターの運営方針、事業計画、支援・指導の内容に関して必要がある場合には、包括支援センターに対し支援・提言を行います。

# 地域ケア会議開催案内

## 1. 地域ケア個別会議（自立支援型地域ケア会議）

### ◆目的

- ・できる限り在宅で自立した日常生活を継続できるよう支援することの実現
- ・高齢者の自立支援及び QOL（生活の質）の向上に資するケアマネジメントの実現とそれに基づく介護サービスの提供
- ・計画作成者及びサービス提供者等、会議参加者の OJT（実務研修）の推進

### ◆地域ケア会議の機能

個別課題解決	ネットワーク構築	地域課題発見	地域づくり・資源開発	政策形成
○	○	○		

### ◆実施日等

#### (1) 日 程（9回／年）

5/21、6/18、7/16、8/20、9/17、10/15、11/19、1/21、2/18

※14時から1時間半程度

#### (2) 場 所

魚津市役所3階 第4・5・6会議室

#### (3) 対象とする事例

- サービス事業対象者及び要支援者
- i) のうち、福祉用具貸与や住宅改修を伴う事例
- 生活行為に課題が生じる筋骨格系疾病により要支援・要介護認定に至った者

### ◆参加者(予定)

司会者（魚津市、包括支援センター）

助言者/（理学療法士、作業療法士、管理栄養士、薬剤師、地域包括支援センター等）

※事例に応じて医師、言語聴覚士等、生活支援コーディネーター等、他の専門職にも出席を依頼します。

事例提供者/包括支援センター、市内居宅介護事業所

### ◆その他

- ・1回につき2つの事例を検討します。
- ・市内の居宅介護事業所に所属する介護支援専門員等は傍聴することができます。傍聴を希望する方は開催日の一週間前までに包括支援センターまでご連絡ください。

### ◆問い合わせ先(開催主体)

魚津市地域包括支援センター予防係 TEL：0765-23-1294 FAX：0765-23-1073

## 2. 地域ケア会議（多職種検討）

### ◆目的

- ・ 複合的な課題を有する高齢者等の困難な事例の問題について検討し、望ましい解決方法を検討する。
- ・ 地域の支援者を含む多職種が協働して個別ケースを検討することで、課題解決のために必要な関係機関等の役割を明らかにする。
- ・ 関係者のネットワーク構築を進める。

### ◆地域ケア会議の機能

個別課題解決	ネットワーク構築	地域課題発見	地域づくり・資源開発	政策形成
○	○	○		

### ◆実施日等

(1) 日 程（1回／年）

12月

(2) 場 所

魚津市役所3階 会議室

(3) 地域ケア会議（多職種検討）で取り上げるテーマ※令和元年度の実績から

- 「お金をおろしたい」と毎日農協へ通う母と本心がはっきりしない娘への支援について
- 「入院させてほしい」と受診を繰り返す生活保護の女性への支援について
- 自己流の介護を続ける息子への関わり方について～地球より重い息子の意志～
- 精神疾患のある男性の一人暮らしを支える連携について

### ◆参加者(予定)

行政職員、包括支援センター、魚津市社会福祉協議会、介護支援専門員、医療関係者  
介護保険事業関係者、（民生委員児童委員・福祉推進員等） ほか

### ◆その他

- ・ 1回につき2事例程度をグループに分かれて検討します。
- ・ 事例の選定は包括支援センターが行います。
- ・ 会議で取り上げてもらいたい事例があれば、事前に包括支援センターまでご相談ください。
- ・ 開催案内は予定日の1か月前に行います。

### ◆問い合わせ先(開催主体)

魚津市地域包括支援センター予防係 TEL：0765-23-1294 FAX：0765-23-1073

### 3. 地域ケア会議（全体会）

#### ◆目的

- ・個別ケア会議等で検討した事例を地域住民、福祉・保健・介護・医療等の専門職で課題を分析し、地域の課題の発見・抽出、地域づくり、新たな社会資源の開発を検討する。
- ・好事例の取り組み報告を通じて今後活用できる仕組みを共有する。

#### ◆地域ケア会議の機能

個別課題解決	ネットワーク構築	地域課題発見	地域づくり・資源開発	政策形成
	○	○	○	

#### ◆実施日等

(1) 日 程（2回／年）

7月、1月

※13時30分から2時間半程度

(2) 場 所

ありそドーム 研修室

(3) 地域ケア会議（全体会）で取り上げるテーマ※令和元年度の実績から

- i) 通いの場をつくるために必要な支援や体制について
- ii) 高齢者の移動と外出支援について

#### ◆参加者(予定)

行政職員、包括支援センター、健康センター、魚津市社会福祉協議会、介護支援専門員  
新川厚生センター魚津支所、民生委員児童委員・福祉推進員 自治会等 ほか

#### ◆その他

- ・テーマの選定は包括支援センターが行います。
- ・開催案内は予定日の1か月前に行います。

#### ◆問い合わせ先(開催主体)

魚津市社会福祉課高齢福祉係/魚津市地域包括支援センター管理係  
TEL：0765-23-1007 FAX：0765-23-1073

## 4. 魚津市地域包括支援センター運営協議会

### ◆目的

- ・ 包括支援センターの中立性・公平性を確保し、包括的支援事業を円滑に実施する。
- ・ 包括支援センターが行う業務及びその成果や課題を明らかにする。
- ・ 包括支援センターや魚津市に対して必要な支援や提言を行う。

### ◆地域ケア会議の機能

個別課題解決	ネットワーク構築	地域課題発見	地域づくり・資源開発	政策形成
			○	○

### ◆実施日等

(1) 日 程 (2回/年)

8月、2月

※19時から1時間半程度

(2) 場 所

魚津市役所2階 第一会議室

(3) 魚津市包括支援センター運営協議会での協議事項

- i) 当該年度の事業計画及び予算状況
- ii) 前年度の事業報告及び収支決算状況
- iii) その他運営協議会が必要と認める事項

### ◆参加者

医療関係者、保健関係者、学識経験者、福祉関係者、権利擁護関係者  
介護保険事業関係者、被保険者代表

※魚津市包括支援センター運営協議会の構成員は魚津市が委嘱しています。構成員については市ホームページに掲載しています。

### ◆問い合わせ先(開催主体)

魚津市社会福祉課高齢福祉係/魚津市地域包括支援センター管理係

TEL : 0765-23-1007 FAX : 0765-23-1073

# 地域ケア会議の充実・機能強化のために

## ◆地域ケア会議の充実・機能強化

包括支援センターが開催する地域ケア会議を充実し、地域ケア会議が持つ機能を強化するために、次のことを実施します。

- ①検討した個別事例についてフォローアップ等おこない、必要に応じて参加者に情報提供します。
- ②地域ケア会議での会議録を作成し、検討内容や今後の方針について会議の参加者全てが共有できるようにします。
- ③地域ケア会議での検討を通じて明らかになった地域課題や効果的な取り組みについて整理し、介護支援専門員等の研修で活用するほか、魚津市高齢者保健福祉計画・魚津市介護保険事業計画等の政策に生かしていきます。

～地域ケア会議とは～（高齢者保健福祉計画から抜粋）

### ※1 地域ケア会議

地域包括支援センターまたは市町村が主催し、設置・運営する「行政職員、センター職員、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員等から構成される会議体」と定義されている。地域ケア会議の目的として、

ア 個別ケースの支援内容の検討を通じた、

- (i) 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築
- (ii) 地域の介護支援専門員の、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- (iii) 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握

イ その他地域の実情に応じて必要と認められる事項

が挙げられている。【地域包括支援センターの設置運営について（平成18年10月18日付け厚労省通知）】

### ※2 地域ケア会議が有する主な5つの機能

#### ① 個別課題の解決機能

多機関・多職種の協働により個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに、そのプロセスを通して地域包括支援センター職員や介護支援専門員のケアマネジメント実践力を高める機能。

#### ② 地域包括支援ネットワークの構築機能

高齢者の実態把握や課題解決を図るため、医療、介護サービス事業者等、地域の関係機関等の相互の連携を高め、自治会等の長や民生委員等、地域にあるネットワークや取り組みを把握する機能。

#### ③ 地域課題発見機能

個別ケースの課題分析等を行うことにより、地域に共通した課題を見出すことを念頭におき、個別の背景にある解決すべき地域課題を明らかにする機能。

#### ④ 地域づくり・資源開発機能

インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、住民との役割分担を図りながら、地域に必要な資源を開発していく機能。

#### ⑤ 政策形成機能

地域に必要な取組みを明らかにし、政策の立案・提言に結びつける機能。